

大分県報

令和七年
五月一日
号外（三九）

（木曜日）

目次

告示

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る区域の指定……………一

○告示

大分県告示第二百二十四号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項及び第二十六條第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和七年五月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 区域の表示

別図のとおりとする。

二 指定年月日

令和七年五月一日

（「別図」は、省略し、その図面を大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

令和七年五月一日

大分県報号外（告示）